

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所個人情報管理規程

平成17年4月1日

17規程第28号

改正 平成22年4月1日22規程第19-4号

改正 平成27年4月1日27規程第77号

- 第1章 目的と定義（第1条－第2条）
 - 第2章 管理体制（第3条－第8条）
 - 第3章 教育研修（第9条）
 - 第4章 職員の責務（第10条）
 - 第5章 個人情報の取得、保有管理及び取り扱い（第11条－第25条）
 - 第6章 情報システムにおける安全の確保等（第26条－第37条）
 - 第7章 情報システム室等の安全管理（第38条－第40条）
 - 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第41条－第45条）
 - 第9章 安全確保上の問題への対応（第46条－第52条）
 - 第10章 監査及び点検の実施（第53条－第55条）
- 附則

第1章 目的と定義

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第7条第1項の規程に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の保有する個人情報の適切な管理のための措置について定め、研究所の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、研究所の役員又は職員（以下、「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、研究所の職員等が組織的に利用するものとして、研究所が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する文書（同項第3号に掲げるものを含む。以下単に「文書」という。）に記録されているものに限る。

3 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であ

って、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 4 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第3条 研究所に、総括保護管理者を1人置く。

- 2 総括保護管理者は、理事長とする。
- 3 総括保護管理者は、研究所における保有個人情報の管理に関する事務を総括するものとする。

(副総括保護管理者)

第4条 研究所に副総括保護管理者を2人置く。

- 2 副総括保護管理者は、戦略企画部長及び総務部次長とする。
- 3 副総括保護管理者は、研究所の保有個人情報の管理に関して総括保護管理者を補佐するとともに、総括保護管理者の不在時における総括保護管理者の事務を行うものとする。

(保護管理者)

第5条 総務部、戦略企画部、政策・倫理研究室、医薬基盤研究所（医薬基盤研究所の各部及び各センターを除く。）、医薬基盤研究所の各部及び各センター並びに国立健康・栄養研究所の各部及び各センター（以下「各部、各センター等」という。）に、それぞれ保護管理者を一人置く。

- 2 保護管理者は、医薬基盤研究所長、医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所の各部の部長（センターにあってはセンター長）をもって充てる。
- 3 医薬基盤研究所長は、この規程に定める権限及び事務をプロジェクトリーダー又は研究リーダーに委任することができる。
- 4 保護管理者は、各部、各センター等における保有個人情報を適切に管理するものとする。

(保護担当者)

第6条 各部、各センター等に、それぞれ保護担当者を置く。

- 2 各部、各センター等の長は、当該各部、各センター等の職員のうちから保護担当者を指名する。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部又は各センターにおける保有個人情報の管

理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第7条 研究所に、監査責任者を一人置く。

- 2 監査責任者は監事をもって充てる。
- 3 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

(保有個人情報管理委員会)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を委員とする個人情報管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置することができる。

- 2 管理委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

第3章 教育研修

(職員の教育研修)

第9条 総括保護管理者は、職員等に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 保護管理者は、当該部の職員等に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第10条 職員等は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(適正な取得)

第11条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第12条 職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去又は現在の事実と合致させるよう努めなければならない。

第5章 個人情報の取得、保有管理及び取り扱い

(個人情報の取得)

第13条 職員等（役員を除く）は、新たに保有個人情報を取得しようとするとき（法令の規定により個人情報を取得する場合を除く。）は、保護管理者に報告しなければならない。

- 2 役員（理事長を除く。）は、新たに保有個人情報を取得しようとするときは、総括保護管理者に報告しなければならない。
- 3 保護管理者又は総括保護管理者は、前二項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の取得に際し、その目的の確認、本人への使用目的の明示方法等の適切な対応を指示するものとする。

(個人情報の保有の制限等)

第14条 職員等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第15条 職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、研究所又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第16条 職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次の事項に関するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときと認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 職員等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (3) 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ）、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 総括保護管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための研究所の内部における利用を特定の職員等に限るものとする。

（個人情報ファイルの保有に関する報告）

第17条 保護管理者は、各部において個人情報ファイルを保有したときは、総括保護管理者に速やかに次の事項を報告しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 当該個人情報ファイルを利用する部の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報を研究所以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 2 前項の規定は、役員が個人情報ファイルを保有したときにおいて準用する。

（個人情報ファイル簿の作成と公表）

第18条 総括保護管理者は、法第11条の規定に基づき、保有する個人情報ファイルについて、帳簿を作成し公表しなければならない。

（アクセス制限）

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセス（紙媒体として保有されている文書ファイルの閲覧も含む。）する権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

第20条 アクセス権限を有する職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規程は、研究所からアクセス権限を委託された者が受託した業務を行う場合についても準用する。

(複製等の制限)

第21条 職員等は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従うものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第22条 職員等は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第23条 職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を施錠のできる書庫に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管を行うものとする。

(廃棄等)

第24条 職員等は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第25条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第26条 保護管理者は、保有個人情報（情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行う者を

いう。)で取り扱うものに限る。以下(第32条を除く。)において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を認識する機能(以下「認証機能」という)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

第27条 保護管理者は、前条の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定め
の整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために
必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、自己の利用する保有個人情報に関して認証機能が設定されている場合、そ
の認証機能の適切な運用を行うものとする。

(アクセス記録)

第28条 保護管理者は、可能な限り保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有
個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一
定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を
講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第29条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセ
スを防止するため、ファイアウォールの設定によるネットワーク経路制御等の必要な措
置を講ずるものとする。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第30条 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき
損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(暗号化)

第31条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために
必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第32条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と
入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報と
の照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第33条 保護管理者は保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管
するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第34条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第35条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第36条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、事務室、研究室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第37条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 中央情報管理室の安全管理

(入退室の管理)

第38条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等の機器を設置する部屋（以下「中央情報管理室」という）に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者の識別、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、中央情報管理室及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワードの読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(中央情報処理室の管理)

第39条 保護管理者は、外部からの不正な進入に備え、中央情報管理室に施錠装置、警報装置、監視設備等の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害時に備え、中央情報管理室に防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるものとする。

(執務室等に設置する場合の特例)

第40条 保護管理者は、中央情報管理室について、専用の部屋を確保するのが困難である等の理由により執務室内にサーバ等を設置する場合において、必要があると認めるときは、前2条に規定する措置に準じて、所要の措置を講じるものとする。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第41条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

第42条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

第43条 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2条に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第44条 保護管理者は保有個人情報の取扱いに係る業務（保有個人情報を取り扱う情報システムの保守業務を含む。）を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の外部委託契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

第45条 保護管理者は保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第46条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員等は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

第47条 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

第48条 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

第49条 総括保護管理者は、前条の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。

第50条 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第51条 保護管理者は事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

(個人情報保護相談窓口)

第52条 研究所の戦略企画部戦略企画課に個人情報の保護及び開示等に関する窓口として個人情報保護窓口を設置するものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第53条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第54条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第55条 保護管理者は保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日 22規程第19-4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 27規程第77号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。